

高齢者・障害者の皆さん 福祉サービスをご利用ください

高齢者・障害者の皆さんに対するサービスのうち、皆さんからの申請が必要なものを中心に、サービスの一部を簡単に紹介します。お気軽にご相談ください。

高齢者の皆さんへのサービス

総合相談

高齢者やその家族の福祉に関するいろいろな相談に応じ、適切な福祉サービスが受けられるよう援助します。秘密は厳守。電話での相談は24時間受け付けています。また、在宅介護支援センターには、介護用品を展示しています。

【利用料】
原則として無料

【電話相談先】

在宅介護支援センターあじさい
☎ 34-6366
邑久在宅介護支援センター
☎ 22-9503
長船荘在宅介護支援センター
☎ 26-4772

緊急通報システムの設置

緊急通報システムを使うと、家庭での事故や突然の病気の時、助けが来ます。緊急通報システムの本体やペンダントのボタンを押すと緊急通報センター（委託業者）に通報が



緊急通報システム

入り、協力員と連携して対応します。

【対象】
ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯など

【利用料】

原則として無料（設置に当たり実費負担が生じる場合あり）

部を支給し、経済的負担を軽減します。所得要件や寝たきり高齢者の状況などで対象外になることもありますので、必ず事前にご相談ください。

【対象】

市内に居住し、寝たきり高齢者などを介護している家族

高齢者住宅改造費の助成

手すりの取り付けやトイレの改造など、高齢者が住みやすい住宅の改造費を助成します（上限・所得制限あり）。

支給決定前の工事着工は対象外となりますので、必ず事前にご相談ください。

【対象】

要介護認定で、要支援か要介護に該当すると認められた人で、介護保険の住宅改造助成を申請する人

配食サービス

在宅での調理が困難な高齢者などの家を定期的に訪問して、栄養バランスのとれた食事を提供し、利用者の健康状態

⑤ 介護保険料を、その人とその人の世帯の全員が完納していること。

【支給額】

年額10万円（16・4・1現在）

日常生活用具の給付

おおむね65歳以上で、心身機能の低下で防火などの配慮が必要なひとり暮らし高齢者などに、基準額の範囲内で日常生活用具を給付し生活を支援します。所得状況で個人負担が必要となる場合がありますので、事前にご相談ください。

障害者の皆さんへのサービス

軽度生活援助

65歳以上の高齢者のみの世帯などで生活支援が必要な人に、散歩の付き添いなど軽易な生活支援と、75歳以上の高

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付

身体に障害がある人、知的・精神障害のある人に、各種の手帳を交付します。事前申請が必要です。手帳を持っている人は、障害の程度・内容などで医療費の助成、公費料金などの割引、補装具や日常生活用具の交付、税の軽減などが受けられます。

医療費の助成

1 更生医療

身体障害者手帳を持っている人が障害の更生のため治療・手術を受けるとき、治療費の一部を助成します。事前

申請が必要です。
2 心身障害者医療費公費負担制度
身体障害者手帳1〜3級か療育手帳を持っている人が、病院などで診察を受けた場合、健康保険の自己負担額を公費で助成します。社会保険本人の保険証を持っている人は、所得制限があります。

■問い合わせ先

市市民課
☎ 22-3958

3 通院医療費公費負担制度

精神障害者保健福祉手帳を持っている人が病院などに通院する場合、医療に必要な費用の一部を医療保険と公費で助成します。

家族介護慰労事業

介護保険で要介護4か5と認定され、介護保険サービスを過去1年間利用しなかった高齢者などを介護する家族に、介護に対する慰労金を支給します。

【対象】

市内に住所があり、次のすべての条件に該当する人を、同居か近隣に居住して介護している人

① 介護保険で要介護4か5と認定され、1年以上経過している人

② 過去1年間介護保険サービスを受けていない人

③ 継続して1年以上市内に住所がある人

④ 当該年度に市民税非課税世帯の人

【給付品目】

電磁調理器、自動消火器、火災警報機、つえ、老人用手押し車



日常生活用の手押し車